


用途地域の指定のない区域における建築形態制限の指定内容の一部廃止(藤沢市長指定)

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)の規定に基づき藤沢都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域における建築形態制限を定めているが、その一部が工業地域として市街化区域に編入される予定であることから市街化区域の編入に併せて指定内容の一部を廃止し、以下のように変更する。

地区	新旧	用途地域	区域	面積	法第52条第1項第6号の規定に基づく数値 (容積率)	法第53条第1項第6号の規定に基づく数値 (建ぺい率)	法第56条第1項第1号・法別表第3(に)欄5の項の規定に基づく数値 (道路斜線)	法第56条第1項第2号ニの規定に基づく数値 (隣地斜線)
新産業の森北部地区	新	工業地域		約16.9ha	10分の20	10分の6	1.5	31m+2.5
	旧		D地区の一部 (※1)		10分の10	10分の6	1.25	20m+1.25
	新	工業地域			10分の20	10分の6	1.5	31m+2.5
	旧		A地区の一部		10分の8	10分の5	1.25	20m+1.25

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

(※1) 県道藤沢厚木線沿道50mの区域について

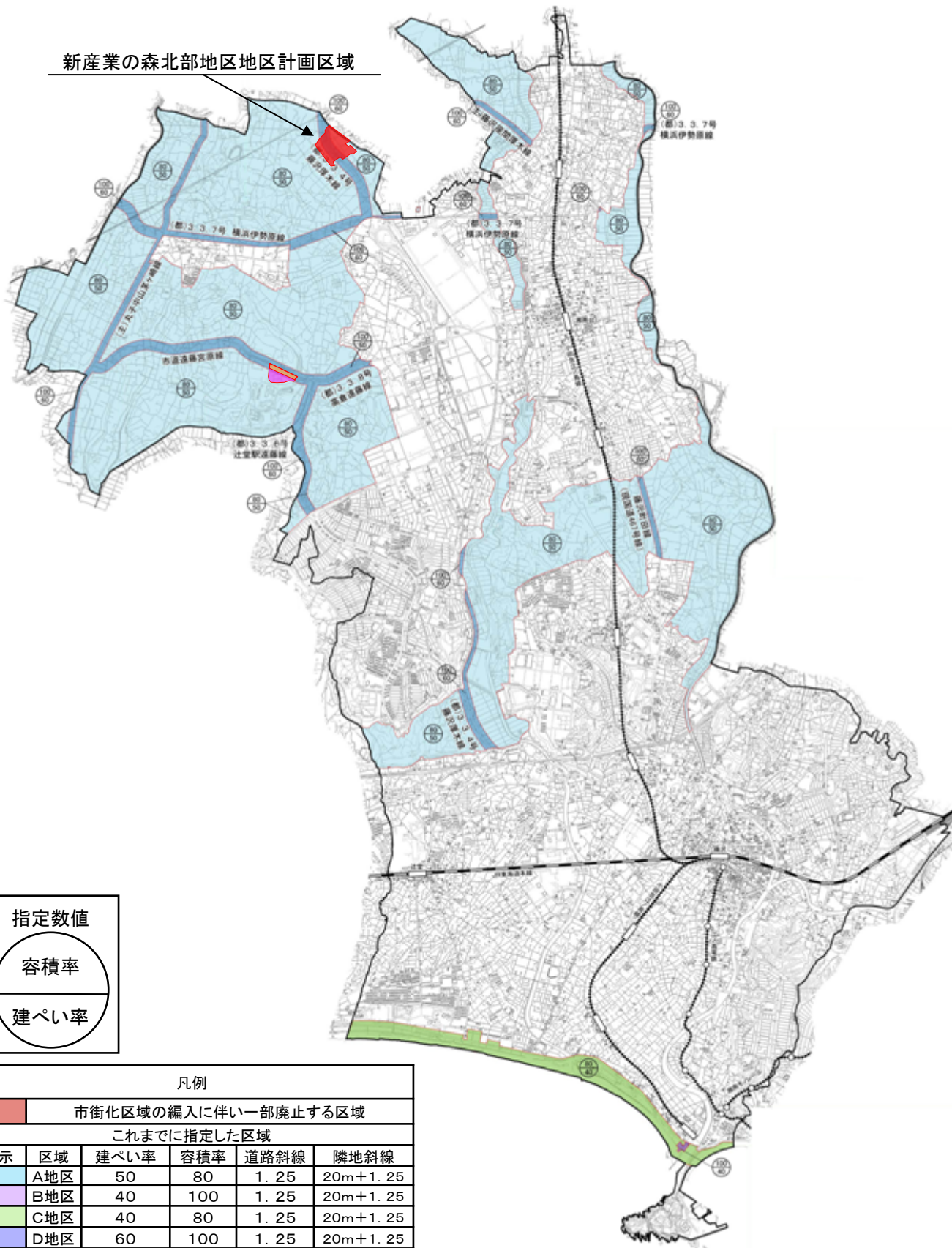
 建築形態制限の変更部分

理由

新産業の森北部地区は2004年4月1日施行の用途地域の指定のない区域に位置しており、現在まで、A地区及びD地区の一部として建築形態制限が適用されてきました。しかしながら、工業地域として市街化区域に編入される予定であることから、市街化区域の編入に併せて用途地域の指定のない区域における建築形態制限の指定内容の一部廃止を行うものです。

藤沢市 市街化調整区域における建築形態制限の一部廃止区域（総括図案）

新産業の森北部地区地区計画区域



指定数値

容積率

建ぺい率

凡例					
市街化区域の編入に伴い一部廃止する区域					
これまでに指定した区域					
表示	区域	建ぺい率	容積率	道路斜線	隣地斜線
	A地区	50	80	1.25	20m+1.25
	B地区	40	100	1.25	20m+1.25
	C地区	40	80	1.25	20m+1.25
	D地区	60	100	1.25	20m+1.25
	E地区	60	200	1.25	20m+1.25
	F地区	60	200	1.25	20m+1.25
	市町境界線				

